



タカミムスヒ系氏族と和珥氏系

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007597

タカミムスヒ系氏族と和珥氏系

黒田 達也 *

The Clans of the Descent of Takamimusuhi and the Descent of the WANI

KURODA Tatsuya *

要 旨

拙稿「和珥氏系と関わる国造をめぐる」の続論で、大伴連系諸氏以下『新撰姓氏録』所載タカミムスヒ系氏族ないしそれに準ずる氏族及び久米直以外の『新撰姓氏録』所載タカミムスヒ系三十四氏族(実質二十七氏)を、大伴連系、弓削連、忌部首系、玉祖連系、剣根命系、アメノコトシロ〔ヌシ〕系、恩智神主、波多祝に分類し、それらの祖・系譜や本拠、関係氏族とその系譜等を基に検討したものである。それら諸氏(系統)は、元からのものか一時期に過ぎないかというような相異があるが、和珥氏系と関係を有するものであったことを論じている。

はじめに

拙稿「和珥氏系と関わる国造をめぐる」(黒田⑩)で、タカミムスヒ系国造(「国造」と記される氏族)と和珥氏系——和珥臣と同祖の氏族を和珥臣系、物部連系・尾張連系・中臣連系等を含め和珥臣と密接に関わる氏族全体を和珥氏系と表現——との関係を指摘した。しかし、それはタカミムスヒ系氏族全体の検討を踏まえたものではない。そこで、本稿では、前稿で触れなかったタカミムスヒ系氏族全体——大伴連系・弓削連・忌部首系・玉祖連系・剣根命系・アメノコトシロ〔ヌシ〕系・恩智神主・波多祝に分類される——について検討する。なお、拙稿『古屋家家譜』に見える大伴連系神・人名(黒田⑩)は本稿のIと密接に関係するもので、本来本稿に収めるべきものであるが、字数の関係で独立させたものである。

I 大伴連系

『古事記』『日本書紀』(以下『記』『紀』等)に大伴連の始祖と記されるアメノオシヒ以降を祖とする氏族は「大伴連系」と表現できると思うが、この大伴連系氏族は、『新撰姓氏録』(以下『録』)では、大伴連の本宗と支族、居住地により別氏の如く収載されているものをそれぞれ単独の氏とし、単に「高魂命之後也」とのみある日奉連も、佐伯日奉造と日奉部の伴造で通じることから、大伴連系で佐伯日奉造と別氏として計上しても、計十六氏で、実質は十氏程度に過ぎない。この同族氏族の数は同じ神別

のアマツヒコネ系二十一氏(筆者の集計、以下同じ、実質十五氏程度)にも満たず、中臣連系四十六氏・尾張連系五十六氏・物部連系百十六氏には比すべくもない。この同族氏族の少なさは大伴連の一つの特徴の如くであり、その理由・事情については検討を要するが、ともかく、日奉連を除く十五氏を直接の始祖別に、それぞれに記される始祖の位置・世代等を付して、まとめると次のようになる。

- 天押日命 : 大伴宿禰(左京神別中, 高皇産靈尊五世孫)
 大伴大田宿禰(右京神別上, 高魂命五世孫)
 家内連(河内国神別, 高魂命五世孫天忍日命)
- 日臣命 : 高志連(右京神別上, 高魂命九世孫)
 大伴山前連(和泉国神別)
- 大伴室屋 : 佐伯宿禰(左京神別中, 道臣命七世孫)
 高志連(大和国神別, 天押日命十一世孫)
 高志壬生連(右京神別上, 日臣命七世孫)
 佐伯首(河内国神別, 天押日命十一世孫)
- 大伴語 : 佐伯日奉造(右京神別上, 天押日命十一世孫)
- 大伴御物 : 林宿禰(河内国神別, 室屋大連公男)
- 大伴金村 : 神松造(左京神別中, 道臣命八世孫)
 仲丸子(大和国神別, 日臣命九世孫)
- 大伴佐弓彦 : 大伴連(左京神別中, 道臣命十世孫)
 榎本連(左京神別中)

一方、『古屋家家譜』(以下『家譜』)には高皇産靈尊からのかなり詳しい大伴連の系譜ととともに、『録』に見えない同族氏族・分枝氏族や異なる伝も記載されているが、逆に『録』に大伴連系として収載されている氏族で見えないものもある。氏族ごとに『録』の所伝と『家譜』のそれとを対比して、まとめたのが次の表である。

2009年8月20日受理

* 総合工学システム学科 一般科目文系

(Dept. of Industrial Systems Engineering : Liberal Arts)

氏族名	『録』	『家譜』
靱大伴連		武日命・子建持連公
靱大伴部		乎多氏命 (武日命弟)
大伴行方連		乎多氏命
大伴白河連		乎多氏命
五百木部		蚊手連公 (建持弟)
大伴互理連		蚊手
丸子部		阿古連公 (蚊手弟)
道嶋宿禰		阿古
大伴安積連		阿古
佐伯宿禰	大伴室屋	
佐伯連		御物宿禰 (室屋大連子)
佐伯首	大伴室屋	
佐伯日奉造	大伴語	
日奉連		語連公 (室屋弟)
大田部		長目連公 (語弟)
白鬚部		長目
高志連	日臣命 大伴室屋	若古連公 (御物弟)
高志壬生連	大伴室屋	若古
林宿禰	大伴御物	
神松造	大伴金村	
大伴連	大伴佐弓彦	狭手彦連公 (金村大連子)
榎本連	大伴佐弓彦	狭手彦
大田部連		狭手彦
神私連		宇遲古連公 (狭手彦弟)
大伴櫛津連		宇遲古
宇治大伴連		宇遲古
丸子連		類垂連公 (同櫛手古子)
仲丸子連		加爾古連公 (類垂弟)
仲丸子	大伴金村	
大伴宿禰	天押日命	咋子連公 (櫛手古弟被布子連公子)
大伴大田宿禰	天押日命	
家内連	天忍日命	
大伴良田連		奈羅古連公 (咋子弟)
大伴山前連	日臣命	磐連公 (狭手彦兄) 孫・曾孫

『録』所載氏族のうち家内連・佐伯首・林宿禰は『家譜』には見えないが、他は、大伴大田宿禰と大田部連、佐伯日奉造と日奉連、仲丸子和仲丸子連、神松造(連)と神私連という相異、及び直接の祖とされる者の相違はあるものの、『録』の所伝は『家譜』とほぼ共通する。『家譜』に林宿禰(旧姓は連か)が見えない理由は不明とせざるを得ないが、家内連は、天忍日命の後とあるだけで、大伴連から分かれた氏族か否かは明らかではないこと、佐伯首は河内地域の佐伯部の後裔で首姓を与えられたものや佐伯部の地方伴造の後裔で、中央伴造佐伯連の同族を

称したものとみられることと関係するかもしれない。

なお、『伴氏系図』は、建持に「初賜大伴宿禰姓」、御物に「林宿禰」、歌連に「初賜佐伯氏姓」、狭手彦に「榎本氏先祖」、歌連の六世孫男足に「初号佐伯直」としか記しておらず、歌連系以外は『家譜』や『録』の所伝と共通するので、それぞれの部分で触れるに止める。

『家譜』でまず注目されるのは、武日命と建持連公とに関わって「靱大伴連」が見えることである。武日命は、「垂仁紀」二十五年二月甲子条、「景行紀」四十年七月戊戌条・四十年是歳条に、それぞれ大伴連遠祖武日・大伴武日連・大伴連之遠祖武日と見え、建持連公は「仲哀紀」九年二月丁未明日条に大伴武以連とある。『家譜』の武日命に関する記述は、「景行紀」のそれとほぼ共通するので、「景行紀」に基づくものとみることは可能であるが、「景行紀」には日本武尊が甲斐国酒折宮で「以靱部賜大伴連之遠祖武日也」とあるのに対し、『家譜』が同宮で「賜靱部故負靱大伴連之姓」と記すところに大きな違いがある。一方の建持に関する「足仲彦天皇朝為靱大伴連供奉」という記述は、本来ならば「為」と「供奉」との間に役職ないしそれに類するものが入ることからすれば、「為靱大伴連供奉」というのは問題がなくもない表記ではある。

『家譜』『録』ともに「大伴」のみを氏名とする有姓氏族が二氏見える。大伴連と大伴宿禰とであるが、前者はともに狭手(弓)彦を祖とし、後者は『家譜』が咋子とするのに対し、『録』は天押日命とするに過ぎない。大伴宿禰の祖を咋子とするのは、咋子が天武朝で宿禰を賜姓された(『天武紀』十三年十二月己卯条)御行・安麻呂の祖父であることによることは容易に推測される。

『家譜』は大伴連とともに榎本連・大田部連を、『録』は榎本連を、狭手彦の後裔とする。榎本連は、狭手彦以外に祖伝が知られないので、この系統とみる他はない。また、大田部連も、『録』の大伴大田宿禰はこれに当たる可能性はあるがともかく狭手彦系とみられる。狭手彦は、その伝承は「欽明紀」等に見えるが、『家譜』『伴氏系図』ともに子孫が伝えられない。このような狭手彦が榎本連等とともに大伴連の祖とされている理由として推測し得ることは、狭手彦が初めて「大伴連」の氏姓を与えられた(称した)ということではなかろうか。然らば、それまでの氏姓としては「靱大伴連」が想定されるが、「連」姓であったかどうかまでは明らかにし難い。

靱大伴部を率いたのが「靱大伴連」であり、膳大伴部を率いたのが膳臣とみられるのであるが、このことは、丹比部の伴造に靱丹比連と手糺丹比連とがあることを彷彿とさせる。『録』河内国神別櫛多治比宿禰条は櫛多治比連・靱負多治比連両氏の祖を兄弟とし、兄は膳部となり、弟は靱を賜わったとしているが、このことはあるいは大伴連と膳臣とが元は親近関係にあったことを示唆するも

のであるのかもしれない。

靱大伴部が大伴行方連・大伴白河連と、五百木部が大伴亘理連と、丸子部が道嶋宿禰・大伴安積連と、それぞれ同祖とされていることについて。『続日本紀』(以下『統紀』)神護景雲三年三月辛巳条に白河郡人靱大伴部継人・黒川郡人外従六位下靱大伴部弟虫等八人への靱大伴連賜姓が見える。大伴行方連・大伴白河連は、同条に行方郡人外従六位下大伴部三田等四人が大伴行方連を、『日本後紀』(以下『後紀』)延暦十六年正月庚子条に陸奥国白川郡人外口八位下大伴部足猪等が大伴白河連を、行方郡人外少初位上大伴部兄人等が大伴行方連をそれぞれ賜姓されたこととある。五百木部と丸子部は、『統紀』天平勝宝五年六月丁丑条に陸奥国牡鹿郡人外正六位下丸子牛麻呂・正七位上丸子豊嶋等廿四人、同八月癸巳条に陸奥国人大初位下丸子嶋足への牡鹿連賜姓、宝龜二年十一月癸巳条に陸奥国桃生郡人外従七位下牡鹿連猪手への道嶋宿禰賜姓が見え、『後紀』延暦十六年正月庚子条には、日理郡人五百木部黒人への大伴日理連賜姓、安積郡人外少初位上丸子部古佐美・富田郡人丸子部佐美・小田郡人丸子部稻麻呂等への大伴安積連賜姓が見える。靱大伴部そのものではないが大伴部と大伴行方連・大伴白河連、五百木部と大伴日(亘)理連、丸子部と道嶋宿禰・大伴安積連との関係が知られる。乎多氏命・蚊手・阿古の後裔氏族は陸奥に関わるもので、改姓との関係での同祖系譜である。

五百木部の中央伴造は伊福部(五百木部)連であるが、『録』は火明命(左京神別伊福部宿禰条・河内国神別五百木連条)とその子天香山命(大和国神別伊福部宿禰・連条)、『先代旧事本紀』(以下『旧事紀』)天孫本紀は火明命九世孫若都保命それぞれの後裔とし、『録』山城国神別は伊福部の祖も火明命とする。五百木部は和珥氏系の尾張連と関係するということであるが、丸子部の祖阿古は「天孫本紀」で火明命十六世孫とされる尾治阿古連(大刀西連等祖)と同名であり、紀伊国那賀郡に関わる仲丸子連の祖とされる加爾古は和珥臣系の子孫坐王孫迦邇米雷王(『記』開化条、黒田⑧)・垂仁妃綺戸辺(『垂仁紀』、黒田⑩)のカニ・カニハタ(山城国相楽郡蟹橋郷)と関係する名のものである。

語を祖とするのが『録』で佐伯日奉造、『家譜』では日奉連とあり、ともに日奉部の伴造であるが、異なる氏族の如くでもある。佐伯日奉造は佐伯(部)からなる日奉部の伴造であり、佐伯連に管轄されたものとみることが可能のようにも思うが、造姓は大伴連系では異質的である。神松造には連姓とする写本もあるが、『家譜』に見える神私連の誤記・誤写の可能性が大きい(佐伯有清⑨)のであり、従って造姓は佐伯日奉造のみとなるからである。

一方、『録』右京神別上天雷神孫天押人命の後とする佐伯造も見える。当条に続いて、天押人命・語連・日臣命・室屋大連をそれぞれ祖とする大伴大田宿禰・佐伯日

奉造・高志連・高志壬生連が記載されているので、天雷神と天押人命は、両者の関係は異なるが、『家譜』の天雷神・天押人命に当たることは疑いが無い。しかし、天押人命は、左京神別中掃守連条、大和国神別掃守条、河内国神別掃守連条・掃守造条、和泉国神別掃守首(本文には「掃守連」とある)条に振魂命四世孫とある天忍人命と同訓である。両者は本来同一神ではなかろうか。振魂命は「フルの魂」で石上布留に関わる神名の如くであり、また、「天孫本紀」には火明命曾孫として天忍人命を載せる。いずれの天忍人命も和珥氏系であり、佐伯造は本来的には和珥氏系であったことは考え得る。

造姓であることにおいては佐伯日奉造はこの佐伯造の支族の方が相応しい。しかし、『録』左京神別中には「高魂命之後也」とする日奉連を載せるので、『家譜』の日奉連は佐伯日奉造の誤記であり、佐伯日奉造が大伴連系であったことを全否定までし得ないので、今は佐伯日奉造が和珥氏系の可能性もあるということに留めておきたい。

御物宿禰は『家譜』では「負佐伯連姓」と記されるが、『録』河内国神別は、『家譜』と同じく「室屋大連公男」ではあるものの、林宿禰の祖とする。この相異は、『録』が室屋を佐伯宿禰等の祖とするので、許容範囲のようではある。一方、『伴氏系図』は、『家譜』とかなり系譜を異にし、室屋の子に語大連と御物、語の子に金村と歌連を位置付ける。この語の室屋の子という位置は『録』左京神別中大伴宿禰条と一致する——但し、『録』は室屋・語ともに天押人命の十一世孫とも伝えるので、いずれが本来のものかは検討を要する——。御物は、室屋の子という位置は『家譜』『録』と一致するが、『録』と同様、佐伯連の祖とはされず「林宿禰」と記されるだけであり、『家譜』の御物と同じ位置である金村の弟とされる歌連に「初賜佐伯氏姓」と記している。歌連についての「初賜佐伯氏姓」という記述は、その後裔が讃岐国の佐伯直とされていることと関係するものとみることが出来る。ともかく、佐伯の中央伴造佐伯連は室屋に結びつくことでは一致している。

『録』には、大伴連系の佐伯連と和珥氏系の可能性のある佐伯造の他に、木根乃命男丹波真太玉の後とする佐伯連(左京神別中)と、景行皇子稻背入彦皇子の後とする佐伯直(右京皇別下、河内国皇別)とが見える。後者の佐伯直は播磨国造で当国の佐伯の統括氏族である。『紀』で稻背入彦皇子の生母とされる五十河媛は、その系譜上の位置では、和珥臣系のイカタラシヒメに当たり(黒田⑩)、佐伯直の祖稻背入彦皇子の子御諸別命(右京皇別下)は毛野族の祖豊城命曾孫・彦狭嶋王子御諸別王(『景行紀』五十六年八月条)と同一人で和珥臣系のヤマトタケル孫・彦狭嶋王子とされていたことが想定される(黒田⑫)。

丹波真太玉を祖とする佐伯連も、丹波国桑田郡佐伯郷が存在するので、丹波に関わる地方伴造であろう(佐伯有

清②)。その祖木根乃命には大根乃命とする写本もあり、後者が正しい(佐伯②)とすれば、丹波国造は物部連の同族尾張連の系統である(『旧事紀』天孫本紀・国造本紀)ことから、「天孫本紀」に饒速日命三世孫とある大禰命との関係も想像される。また、「開化記」で日子坐王の子とされる神大根王も、系譜上で丹波とつながる息長君系の息長水依比売所生であり、可能性がある。なお、丹波真太玉の「太玉」は忌部首の祖太玉命を彷彿とさせるが、忌部首も和珥氏系と関係すること後述する。

また、『三代実録』貞観三年十一月十一日辛巳条に、讃岐国多度郡人書博士正六位下佐伯直豊雄等十一人に佐伯宿禰を賜姓し左京職に隸したことが見え、続いて、伴宿禰善男奏言に引く佐伯直豊雄の歎に「先祖大伴健日連公、景行天皇御世、随倭武命、平定東国、功勳蓋世、賜讃岐国、以為私宅。健日連公之子、健持大連公子、室屋大連公之第一男、御物宿禰之胤。倭胡連公、允恭天皇御世、始任讃岐国造。倭胡連公、是豊雄之別祖也。」とある。

以上をまとめれば、中央伴造と地方伴造の別はともかく、佐伯の伴造には大伴連系と和珥氏系とが知られるということであるが、佐伯直豊雄の歎についてみておこう。

『家譜』が室屋大連公子・金村大連公弟御物宿禰に「負佐伯連姓」と記していることは、御物宿禰が室屋の第一男ではなく、また中央伴造佐伯連と讃岐の地方伴造佐伯直との相違はあるが、佐伯直豊雄の歎と共通する。他方、讃岐の佐伯直は讃岐国造の祖倭胡連公を「別祖」とする。この倭胡を『日本古代人名辞典』等は大伴連とするが、「歎」は倭胡を大伴連などとは全く言っていない。倭胡を大伴連系とするのは、健日が讃岐を賜わったことと、倭胡が始めて讃岐国造に任じられたとあることとからの、誤解以外の何物でもないと言わざるを得ない。

讃岐国造の祖は景行皇子神櫛皇子(『景行紀』四年二月甲子条)や鯉魚磯別王子鷲住王(『履中紀』六年二月癸丑朔条)で、これらは和珥臣や多臣との関係が想定される者であり(黒田⑦)、讃岐国造を介して、佐伯直と和珥氏系との関係が窺われる。倭胡と訓みを同じくする者に、「雄略紀」九年五月条に小鹿火宿禰が紀大磐宿禰とともに天朝に仕え難いので角国に留任りたいと室屋大連に祈請するために使わしたとある倭子連、「天孫本紀」が饒速日命十四世孫とする物部倭古連公(依羅田部連の祖)が知られる。また、『録』は河内国神別で御物宿禰を『家譜』と同じく室屋大連公男とし林宿禰の祖とする一方、摂津国神別では御物宿禰と同名の御物足尼を大和連の祖で神知津彦命十一世孫としている。大和連は大倭直(国造)であり、物部連の祖イカガシコヲと倭大国魂神の祭祀との関係を通じて、和珥氏系との関係を見出し得る。

長目連公を祖とする大田部は、『後紀』延暦十六年正月庚子条に安積郡人大田部山前の大伴安積連改姓が見える

ので、前述の鞍大伴部・五百木部・丸子部と同様、陸奥と関わるものという可能性はある。しかし、白髪部には陸奥との関係や改姓は伝えられない。

『録』山城国神別に神饒速日命七世孫大禰大布乃命(和泉国神別志真集主条は饒速日命七世孫大禰布とし、「天孫本紀」には饒速日命六世孫伊香色雄命の子に大禰布命が見える)の後とする真髪部造(延暦四年五月に白髪部を真髪部と改姓)、右京皇別下に吉備武彦命の後とする真髪部、未定雑姓和泉国に天穗日命の後とする真髪部が見える。吉備族系の真髪部は吉備(備中国窪屋郡に真壁郷)に分布する白髪部(天平十一年「備中国大稅負死亡人帳」)と関係するとみられるが、出雲系のそれは、出雲国に設置されたもの(実例なし)とみるよりは、神龜三年「山背国愛宕郡雲下里計帳」に白髪部造族姓・白髪部姓の者が見えるので、愛宕郡の出雲との関係を想定する方が良さそうにも思う。ともかく、白髪部の中央伴造白髪部造が物部連系であるので、祖長目と「天孫本紀」の饒速日命十三世孫物部長目連公(輕馬連等祖)とが同名であることは偶然とは思えない。白髪部と和珥氏系との関係が窺われるということである。

大田部と関わりとみられるのが『家譜』が狭手彦後裔とする大田部連と『録』右京神別に天押日命の後とある大伴大田宿禰で、後者は前者の後裔の如くである。『三代実録』貞観三年八月十九日庚申条の伴宿禰善男奏言に引く伴大田宿禰常雄の歎に、狭手彦の子孫が大部を得ず大田宿禰を賜わったことが見え、善男の奏言で常雄に伴宿禰を賜ったとあることで推されるからである。しかし、大田部と関わりとみられるものは大伴連系の他に、『録』摂津国神別に「同神(中臣東連系に天兒屋根命)十三世孫御身宿禰之後也」とある中臣大田連が見える。また、「景行記」・『録』河内国皇別が大碓命の後裔とする大田君・大田宿禰、「応神紀」二年三月壬子条が根鳥皇子の後裔とする大田君も同様に本来大田部の伴造であるかもしれない。

大田部が田部の一種(『姓氏家系大辞典』)とすれば、同様の田部の伴造として、『紀』に祖先系譜が知られない桜井田部連、「天孫本紀」に饒速日命十一世孫物部小前宿禰連公を祖とする田部連と、前記の十四世孫物部倭古連公を祖とする依羅田部連が見えることに注意される。田部連と依羅田部連とは物部連系であり、桜井田部連も、別稿で述べるように、和珥氏系と関係する。

高志連・高志壬生連の本拠は大和国高市郡坂合村越とも考えられている(佐伯有清③)が、それは大和国神別所載であることによる。畿内に移住した地方豪族で京を本貫とするものが多いのは事実であるが、京以外である場合も少なくない。高市郡の越は北陸からの移住者の居地であったことによる地名とみて何等問題はない。しかも、祖とされる者が「若古連公」であり、「孝元記」に建内宿禰の末子として見える若子宿禰と共通することに注目さ

れる。若子宿禰の後裔氏族は、『記』に江野財臣、『録』に江沼臣（大和国皇別、『紀氏家牒』に江沼臣と榎臣、『蘇我石川両氏系図』に江野財と江沼、『越中石黒系図』に道公・射水臣・江沼臣・坂名井臣・利波臣が伝えられる。榎臣は不明であるが、他は北陸を本拠とするとみられるのであり、高志連・高志壬生連の本来の拠地を北陸とすることは可能である。両氏はともに室屋を祖とするので、高志壬生連は高志連の一族で壬生部の地方伴造とみられる。壬生部の中央伴造は和珥臣系の壬生臣と考えられる（黒田⑩）ことからすれば、高志壬生連（ひいては高志連も）が和珥氏系と何等かの関係を有したことは考え得る。

宇遲古を祖とする宇治大伴連・神私連・大伴櫛津連はともに紀伊国名草郡を本拠とするものであり、神私連の「神」は国懸神社と関わり、天喜六年三月十二日付「紀伊国高津郷司解」に見える私（顯名）・私松延は神私連の後裔とされる（佐伯有清②）。『家譜』に大伴連と紀伊国名草郡との密接な関係が記されていることからすれば、この想定は、三点目は微妙としても、ほぼ首肯し得ると思うが、ここでは私部に注目したい。『録』山城国神別に伊香色雄命を祖とする奈癸私造（本拠山城国久世郡紀郷）、右京皇別下に彦坐命の後とする大私部が見える。私部の中央伴造は明確には伝えられていないが、針間阿宗君が阿蘇君の一族で播磨国を本拠としたものとみられる（黒田⑩）のと同様、奈癸私造を私造の一族で奈癸を本拠とするものと解し得るならば、私造が中央伴造で、物部連系とみられる。大私部の始祖伝承も勘案すれば、私部は和珥氏系によって管轄されたと想定されるのであり、神私連にも和珥氏系との関係が見出されることになる。

このようにみえてくると、丸子部や丸子連の「丸子」は、その祖阿古や加爾古と和珥氏系との関係から、名代の一種ともされる「マリコ（マロコ・マルコ）」（熊弘道、1982年）ではなく、旧説の如く、「ワニコ」と訓むべきものと思われる。ワニコの存在は、和珥氏系ではないが、『録』大和国神別条に「大国主六世孫阿太賀田須命之後也」とある和仁古——『旧事紀』地祇本紀に「(素戔嗚尊)八世孫阿田賀田須命。和邇君等祖」とある「和邇君」が、「君」が本来は「古」で、もとは「和邇古」と推測されている（佐伯有清③）——で明らかである。「丸子部」は丸（ワニ）部からなる子部という解釈（『姓氏家系大辞典』）は有効である。子部に関わる中央伴造としては多臣系の小子部連（『神武記』、『録』左京皇別上小子部宿禰系・和泉国皇別小子部連系）が伝えられるに過ぎないが、「火明命五世孫建刀米命之後也」とする子部も知られる（『録』右京神別下）。また、『家譜』が丸子連の祖とする類垂は、『斉明紀』三年是歳条・四年是歳条及び『天智紀』九年九月辛未朔条に西海（百濟）使・遣新羅使として見える阿曇連類垂と同名である。阿曇連の祖は海神綿積豊玉彦神（左京神別下安曇宿禰系の表現。その他の表現あり）であるが、

その同族凡海連（右京神別下、摂津国神別）には「火明命之後也」とするものもある（未定雑姓右京）ので、ここにも丸子部と和珥氏系との関係が窺えると言い得るように思う。

以上、大伴連からの分枝氏族として『録』や『家譜』に伝えられる五百木部・白髪部・高志連・高志壬生連・佐伯日奉造・神私連には和珥氏系との関係が見出され、『家譜』に見える天雷命・天押人命は和珥氏系であり、阿古・長目・御物・類垂・可爾古は和珥氏系人名と少なくとも共通性がある、ということである。また、陸奥国に限られるが、丸子部の大伴安積連への改姓を介しても、和珥臣と大伴連との関係が窺われる。

II 弓削連

『録』は、左京神別下に「高魂命孫天日鷲翔矢命之後也」、河内国神別に「天高御魂乃命孫天毗和志可氣流夜命之後也」とするタカミムスヒ系の弓削宿禰とともに、左京神別上に「石上同祖」、左京神別下に「出自天押徳根命洗御手水中化生神爾伎都麻也」とする弓削宿禰を載せる。

「石上同祖」の弓削宿禰と『紀』の物部弓削守屋大連とが関係することは推測し得る。しかし、『天孫本紀』には「十三世孫物部尾輿連公……弓削連祖倭古連女子阿佐姫、次加波流姫各為妻。兄生四兒、弟生三兒」「十四世孫……物部守屋大連公曰弓削大連……」とあるが、弓削連を物部連系としていない。守屋は、尾輿の第二子で、生母が弓削連出自であることから、「物部弓削大連」「弓削大連」などと記されているとみられるので、尾輿の子の頃から守屋の如き弓削（部）に関わる者や、「物部弓削連」姓が登場したことになる。但し、この「石上同祖」の弓削連は守屋の後裔の可能性はあるが、それと断定（佐伯有清②）できるものでもない。従って、弓削部の中央伴造弓削連は、物部連と関係はあるが、物部連の支族は元より、それと同祖とする根拠もないとしなければならない。

天押徳根命は、この系統の弓削宿禰が地祇に分類されていることから、天忍徳耳尊に当たる者として『神代紀』に見える天忍骨尊（第六段一書第一・第二）・天忍徳根尊（第九段一書第六）ではなく、『新日本紀』卷八術義四天忍徳耳命条所引の『山城国風土記』に「宇治郡。木幡社。祇社。名天忍徳長根命」とある天忍徳長根命ともされる（佐伯②）。しかし、『録』で「地祇」に分類されている三十氏の祖は大国主命・海神・神知津彦命が殆どであり、例外はこの天忍徳根命と、吉野連の祖加彌比加尼及び国栖の祖石徳押別神（いずれも大和国神別）である。名に「天」を冠していることからしても、天忍徳根尊にせよ天忍徳長根命にせよ、天神であり、天忍徳耳尊に当たるとみるのが良いように思う。祭神が天神であるにも拘わらず「祇社」とされているのは、木幡社が元来この地域の土神を祀る祇

社であり、後に祭神が天忍穂長根命とされたことによるとみることができる。イザナキ・イザナミから生まれた神にも地祇とされているものがあり、天忍穂耳尊は彦火瓊瓊杵尊の前に地上に降った神とされていたことが想定される(黒田③)ので、その「洗御手水中化生神」が地祇とされても不審とはし得ないと思う。

一方、「爾伎都麻」なる名は、a「ニキ+ツマ」、b「ニキ+ツ(の)+マ」、あるいはc「ニギ+ツマ」、d「ニギ+ツ+マ」というような構造とみられる。この名が元来のものとすれば、いずれも「ツマ」「マ」の意味が不明であり、「都麻」は或いは「タマ」=「玉」=「魂」の転訛とみられるかもしれない。しかし、「国造本紀」穴門国造条に「纏向日代朝御世、桜井田部連同祖、邇伎都美命四世孫速津鳥命、定賜国造」とある邇伎都美命は爾伎都麻と類似する。のみならず、「若」が「ワカ」「ワキ」に訓まれることからaとiとの音韻転換が想定されるので、同一とみられる。「邇伎都美」が本来的とすれば、それは、「ツミ」は、大山積神等の「ツミ」と同様、「ツ+ミ(神霊)」と解し得るので、「ニキ(キ)の神」というような神名になる。「爾(邇)伎」は、訓みが「ニキ」の場合は『録』左京神別中爪工連条の「神魂命子多都玉命三世孫天仁木命」、大和国神別大田祝山直条の「天杖命子天爾支命」の「ニキ」に通じ、「ニギ」では饒速日命の「ニギ」に通ずる。いずれの訓みにしても、爾伎都麻・邇伎都美命には、天忍穂耳尊系と、神魂命系ないし物部連系との二系統が知られることになる。天忍穂耳尊は本来多臣系とみられる(黒田③)こと、多臣系から他系に変わっている氏族が知られることからすれば、左京神別下の弓削宿禰は本来多氏系と関係するものであったことは考えられる。

尾輿の段階で弓削連と関係したという「天孫本紀」の伝に従えば、尾輿は欽明朝、守屋は敏達・用明朝の大連と『紀』に見え、「天孫本紀」では尾輿は欽明朝、長子大市御狩は敏達朝、守屋は用明朝の大連とされているので、尾輿が弓削連の女子を娶ったのは欽明朝初期前後の時期が想定される。この頃に、所謂「辛亥の変」による大和政権の分裂が収束され、多臣が没落したとみられる(黒田②)が、多臣没落の時期と物部連が弓削連と関係した時期とがほぼ重なることは、弓削連が多臣と関係を有していたこと、多臣の没落により弓削連(の一部)が物部連系になったことを示すもののように思う。

タカミムスヒ系の弓削宿禰の祖アメノヒワシカケルヤは、「アメノヒワシ」と「カケルヤ」とからなる名である。アメノヒワシについては、「神代紀」は他神との系譜関係を伝えず、粟国忌部遠祖天日鷲が木綿を作ったこと(第七段一書第三)、天日鷲神を木綿者としたこと(第九段一書第二)を記すに止まる。同様に天日鷲命を阿波国忌部祖とする『古語拾遺』(以下『拾遺』)には「(神武)令天富命(忌

部首祖太玉命孫)、率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波国、殖穀麻種。其裔今在彼国」とある。また、『録』には神魂命五世孫(左京神別中多米連条(天日和志命)、右京神別止多米宿禰条、大和国神別田辺宿禰条、摂津国神別多米連条(天比和志命))と県犬養宿禰同祖神魂命七世孫(右京神別上天孫連条)、「国造本紀」には伊勢国造の祖で天降天牟久怒命孫と見える。『録』の天日鷲命は、神魂命の五世孫と七世孫との相違はあるが、「神代紀」『拾遺』「国造本紀」のいずれの天日鷲命とも同一とみることができる。問題は「神代紀」『拾遺』と「国造本紀」の両天日鷲命が同一とみられるか否かである。

「神代紀」は天日鷲命が天降ったと明記していないが、『拾遺』は、五伴緒(「神代記」天孫降臨段)・五部神(「神代紀」第九段一書第一)の一神として天降った太玉命について、「太玉命所率神名曰天日鷲命 阿波国忌部祖也。手置帆負命 讃岐国忌部祖也。彦狭知命 紀伊国忌部祖也。櫛明玉命 出雲国忌部玉作祖也。天目一箇命 筑紫伊勢两国忌部祖也」と記すので、太玉命に従って天日鷲命等も天降ったとしているとみられる。この記述は、「神代紀」第九段一書第二の「以紀国忌部祖手置帆負神定為作笠者、彦狭知神為作盾者、天目一箇神為作金者、天日鷲神為作木綿者、櫛明玉神為作玉者。乃使太玉命、以弱肩被太手繩、而代御手以祭此神者、始起於此矣」と対応する。「御手」(彦火瓊瓊杵尊)に代わって「此神」(大物主神)を祭るのは下界においてであるから、「神代紀」にも天日鷲命が天降ったことが示されていると言えるが、『紀』で忌部首との関係が分かるのは紀国忌部祖手置帆負神と粟国忌部祖天日鷲神のみであり、『拾遺』の伝はこの記述を基に全てを斎部宿禰が自氏傘下の者として改作したものであることも考えられる。

ともかく、『拾遺』では神武即位後のこととして、太玉命の孫天富命が手置帆負命の孫と彦狭知命の孫を率いて神武の正殿を構築して、故にその裔が紀伊国名草郡御木・鹿香二郷に在り、天日鷲命の孫を率いて阿波国に遣わされたなどあり、神武朝は天降神の孫が活躍した時代とされているようでもある。然らば、「国造本紀」が神武朝で伊勢国造となったとする天日鷲命は、忌部首と関係する天日鷲命とは異なるようにも見える。しかし、太玉命所率神で筑紫伊勢两国忌部祖とされる天目一箇命は、「国造本紀」冒頭部(国造別の記述の前)に神武朝で山代国造とされ山代直祖とある天一目命(天目一命)、『録』山城国神別が山背忌寸の祖とする天都比古禰命子天麻比止都禰命と同一神であり、天目一箇命とともに天降った天日鷲命が伊勢国造の祖ということもあり得る伝承である。但し、伊勢国造祖が天降天牟久怒命孫とあり、天降ったのが天牟久怒命で天日鷲命自身は下界で生まれたかの如くであることに問題を残すが、伊勢国造の祖が本来の天牟久怒命の孫天日別命(『伊勢国風土記』逸文、左京神別下伊勢朝臣条、佐伯有清②、但し天牟久怒命の孫とはしていない)から天日鷲

命に替わったことによると考え得る。天日鷲命は本来伊勢国造の祖ではなかったが、「国造本紀」の伊勢国造の祖天日鷲命は「神代紀」『拾遺』『録』の天日鷲命とみられるということである。この天日鷲命が和珥氏系と関係することは、右京皇別上天語連条に「県犬養宿禰同祖」とある県犬養宿禰が「神魂命八世孫阿居太都命之後也」（左京神別中）とあり、「阿居太都命」が和珥臣と直接的にも間接的にも関係する名である（黒田◎）ことから窺われる。

タカミムスヒ系の弓削宿禰の祖名の後半「カケルヤ」は、左京神別下の用字「翔矢」からすれば、「翔」は「天翔」で天神を象徴するものようである。「矢」は弓矢の「矢」であり、弓と矢は一对で初めて用を成すことからすれば、弓を作る弓削部と同様に、矢を作る矢作部も弓削連に統括されたとみることも可能であるが、矢作部の中央伴造に相応しいものとして『続紀』宝亀元年四月癸卯条に矢作造が見える。『録』は未定雑姓河内国に矢作連（矢作造一族で連賜姓されたものとみられる）を載せ、「布都奴志乃命之後也」と物部連系としている。類似する氏名では矢集連（左京神別上矢集連条・右京神別上箭集宿禰条）が挙げられるが、伊香我色雄（平）命の後で物部連系である。

『続紀』宝亀元年四月癸卯条には「従五位上弓削宿禰牛養等九人賜姓弓削朝臣。外従五位下弓削連耳高等卅八人宿禰。外従五位下美努連財刀自及正八位上矢作造辛国賜姓宿禰。未經歲月、皆復本姓」とある。この記述は、道鏡との関係で賜姓されたこと、同年八月の称徳没とその直後の道鏡左遷で本姓に復したことを表わすが、弓削連・美努連・矢作造の関係も示している。弓削連の本拠は河内国若江郡弓削郷であり、美努連は三野県主が連賜姓された（『天武紀』十三年正月庚子条）もので河内国若江郡御野県主神社周辺を本拠としたとみられ、矢作造も若江郡矢作神社に関わるのであり、三氏は若江郡を本拠とすることで共通する。美努連はともかく、弓削連と矢作造は、その職掌に加え、本拠との関係でも密接なつながりを有したということである。弓削連の祖神に矢作造・矢作部に関わる「矢」が付されている不審とはし得ない。

矢作造は物部連系であり、弓削連には物部連系もある。美努連は、『録』河内国神別美努連条に、「同神（委文宿禰条に角凝魂命）四（三）世孫天湯川田奈命之後也」とあるが、角凝魂命は山城国神別税部条に神魂命の子とあり、天湯川田奈命は「垂仁紀」二十三年九月丁卯条に鳥取造祖天湯河板拳（天武十二年九月に連賜姓、『録』では他に、天湯河板拳命・天湯河板命として鳥取連（右京神別上・山城国神別）・鳥取（河内国神別・和泉国神別）の祖で角凝魂命（山城国神別鳥取連条は天角己利命、和泉国神別鳥取条は角凝命）の後裔（三世孫とする写本が多いが十三世孫（右京神別上鳥取連）・八世孫（山城国神別鳥取連）とするものもある）とされる。美努連は鳥取造と同祖であるが、「天孫本紀」では饒速日命十四世孫物部三楯連

公（尾輿の従兄弟目の子）を鳥部連等祖とする。鳥部は、矢作部が矢部とも記されるように、鳥取部や鳥養部のこととみられる。「鳥養」を負う鳥養部の伴造は知られないので、この鳥部連が鳥養部の伴造とも憶測できぬことはないが、鳥取部とともに鳥養部も鳥取造や鳥部連に管轄されたとみることもできる。ともかく、鳥取造と鳥部連とは相対する職掌を有したと思われるのであり、これらを介して、美努連と物部連の関係が想定される。

アメノヒワシを基にして、天神を強調するとともに弓削を象徴する「カケルヤ」を付したのが「アメノヒワシカケルヤ」という神名である。天日鷲命とは異なる神名（佐伯有清◎）とは言えるとしても、無関係のものではない。逆に言えば、このアメノヒワシカケルヤを祖とするタカミムスヒ系の弓削連を通じて、天日鷲命系と和珥氏系との関係が指摘できるのである。タカミムスヒ系の弓削連は、本来的には、県犬養連・多米連等天日鷲命系諸氏と同祖関係であったとみられる。

天日鷲命とそれを基にしたアメノヒワシカケルヤがそれぞれタカミムスヒ系とタカミムスヒ系に分かれていることは、同一氏族で両系とされているものもあるが、天日鷲命系とされる氏族と弓削連との分立を示すとすれば、その事情は明確にはし難いが、憶測し得ぬわけでもない。それは道鏡及びそれとつながる弓削宿禰との関係である。道鏡の出自氏族である弓削連は石上系ではなくタカミムスヒ系ともされる（佐伯◎）。この説を前提とすれば、道鏡及びそれと関係した勢力の失脚後、同系であった氏族が祖の天日鷲命をタカミムスヒ系としたということである。確たる根拠はないが、一つの憶測として記しておく。

III 忌部首系と玉祖連系

忌部首系は高皇産靈尊子天太玉命を祖とする齋部宿禰（右京神別上）、高御魂命子櫛玉命を祖とする小山連（左京神別中、摂津国神別）、天櫛玉命八世孫大熊命を祖とする白堤首（大和国神別）、玉祖連系は高御牟須比乃命十三世孫大荒木命（右京神別上）・天高御魂乃命十三世孫建荒木命（河内国神別）を祖とする玉祖宿禰、高魂命孫天明玉命を祖とする忌玉作（右京神別上、本文には「號玉祖連、亦號玉作連」）である。

「神代記」は布刀玉命・玉祖命をそれぞれ忌部首・玉祖連の祖とし、「神代紀」には、忌部遠祖太玉命（第七段本文）、忌部遠祖太玉・玉作部遠祖豊玉（同一書第二）、玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉・忌部首遠祖太玉命（同一書第三）、忌部上祖太玉命・玉作上祖玉屋命（第九段一書第一）、とある。「神代紀」には玉祖連は見えないが、玉作・玉作部と玉祖連とが関係することは第九段一書第一に「玉作上祖玉屋命」とあることで明らかである。ここでは前節で天日鷲命に関わって触れた、「神代紀」第九段一書第二に手

置帆負神（為作笠者）・彦狭知神（為作盾者）・天目一箇神（為作金者）・天日鷲神（為作木綿者）・櫛明玉神（為作玉者）が作ったもので太玉命が天孫の替わりに大物主神を祭ったことが見えること、『拾遺』では五神が全て各国の忌部の祖で太玉命所率に改作されていることを中心に述べる。

手置帆負神と天日鷲神がそれぞれ紀国忌部・粟国忌部の祖であることは「神代紀」に明記され、天目一箇神が山代国造の祖であることは『録』山城国神別と「国造本紀」冒頭部に見える。

櫛明玉神については『和州五郡神社神名帳大略注解』巻四補闕（以下『注解』）玉造神社条は「羽明玉命亦曰櫛明玉命、高皇産靈命之子也」とし、「神代紀」第六段一書第二に見える羽明玉の亦名とする。『録』右京神別上忌玉作条では、天明玉命は高魂命孫で「与五氏神部、陪從皇孫降来、是時造作玉璧以為神幣、故号玉祖連、亦号玉作連」とある。幾つも伝えられる神名のいずれが原初のものであるか、伊弉諾尊の児かタカミムスヒの子・孫かという問題はあがあるが、櫛明玉命等は玉祖連・玉作連の祖である。

彦狭知神は、系譜は不明であるが、「作盾者」からすれば、「垂仁紀」三十九年十月条注に五十瓊敷命が鍛名河上に大刀一千口を作らせた時に賜わったとある楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊櫃部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部并十箇品部の最初の楯部に関係する。十箇品部それぞれの役割については様々な解釈が可能と思うが、この中には楯部の他にも太玉命及び『拾遺』が太玉命所率とする神と関係するものが見える。

作木綿者である天日鷲命は我が国伝来の織物を作る倭文部と対応するが、笠は菅を糸で縫って作るので笠者手置帆負神も同様と思う。倭文部の中央伴造倭文連は、神魂命の後大味宿禰（『録』大和国神別倭文宿禰条）、角凝魂命（河内国神別倭文宿禰条）、角凝魂命男伊佐布魂命（摂津国神別倭文連条）を祖とし、カミムスヒ系である。作玉者櫛明玉命が玉作部と対応することは言を待たない。

大穴磯部の「穴磯」が「穴師」に通じ鉾山師に当たるとみられるので、作金者天目一箇命は大穴磯部と通ずる。『録』和泉国神別に穴師神主を載せ、「天富貴命五世孫古佐麻豆智（知）命之後也」とする。天富貴命は、『斎部氏家牒』（以下『家牒』）に「天太玉命孫天富貴命 天富国太子」とあるので、『拾遺』の天富命に当たる。古佐麻豆智命については、『斎部宿禰本系帳』（以下『本系帳』）に「此者泉穴師神主祖也」とあり、『家牒』は「御間城入彦天皇御世、測神威畏給而。天富貴命六世孫玉櫛命 小狭槌命子……勅更鑄八咫鏡」と記す。小狭槌命＝古佐麻豆智（知）命の子玉櫛命が八咫鏡を鑄たことは穴師神主が鉾山師の「穴師」に関係することを示す。穴師神主は和泉郡の泉穴師神社の神官であるが、大和国城上郡の穴師坐兵主神社の神官を宗家とする。大穴磯部は、『録』『拾遺』によれば、太

玉命とも関係することになる。

日置部は神霊を迎えるために灯す聖火の材料調達・製作や炭焼きを職掌としたとされるが、その中央伴造とみられるのは、姓からして、『統紀』宝龜八年四月甲申条に「從五位上日置造養麻呂等八人賜姓柴井宿禰、從六位上日置造雄三成等四人鳥井宿禰、正八位下日置造飯麻呂等二人吉井宿禰」とある日置造である。『録』は左京諸蕃下・右京諸蕃下・大和国諸蕃・摂津国諸蕃に日置造を載せ、大和国諸蕃には改氏姓された三氏も揃って見えるが、全て高麗国人伊利須使主（意彌）の後（柴井宿禰は伊利須使主男麻呂臣）とある。「応神記」に大山守命の後裔として土形君・榛原君とともに挙げる幣岐君の後裔が右京皇別下に「応神天皇皇子大山守王之後也」ある日置朝臣であることは明らかであるが、幣岐・日置という氏名は、同族の土形君が遠江国城飼郡土形郷、榛原君（摂津皇別に榛原公、河内国皇別に兼原）は遠江国葵原郡葵原郷をそれぞれ本拠としたとみられるので、「寛治三年十一月十二日付藤原致継寄進状案」に見える城東郡比木郷と関わるものであり、比木郷が日置部による地名とも思われるので日置部と無関係ではないとしても、日置部とは直接つながらないと思う。少なくとも幣岐（日置）君は日置部の中央伴造ではない。伝えられる品部の中央伴造が渡来系のみであるのは特殊な例であるが、このことは日置部が高句麗の制と関係するものであることを示しているのかもしれない。

一方、未定雑姓和泉国に「天櫛玉命男天櫛耳命之後也」とする日置部も載せる。天櫛玉命は白堤首の祖及び『旧事紀』天神本紀に高皇産靈尊が防衛のために天降供奉させた三十二人の一人で鴨県主等祖とあるものと同名で、小山連の祖櫛玉命も同一とみられる。『本系帳』は天富命十世孫の古止禰を小山連祖とするが、これによれば、忌部首の祖太玉命も高皇産靈尊の子とされるので、〔天〕櫛玉命は太玉命であり、日置部は忌部首と関わることになる。また、『本系帳』が天太玉命の亦名として記す天神玉命が『旧事紀』神代系紀の葛野鴨県主等祖と同名であり、「天神本紀」は鴨県主祖を天櫛玉命としていることから、天神玉命と天櫛玉命とは同神とされる（佐伯有清②）が、この考えが正鵠を得ているとすれば、これも太玉命と天櫛玉命とを同神となし得る根拠となる。しかし、「天神本紀」は天神魂命を祖とする葛野鴨県主も記している。「天神魂命」は「アメ（アマ）ノカミムスヒ」の他「アメ（アマ）ノカミ（カム）タマ」とも訓めるのであり、鴨県主と葛野鴨県主とが現われていることに問題はあがあるが、「天神本紀」の葛野鴨県主の祖伝は「神代系紀」と共通する。天神玉命と天櫛玉命とを同一とすることはできない。なお「天神本紀」では天神玉命は三嶋県主等祖とあり、三嶋県主が改姓された三嶋宿禰（『統紀』神護景雲三年二月辛酉条・宝龜元年七月乙酉条）は『録』右京神別に「神魂命十六世

孫建日穗命之後也」とある。『本系帳』は天太玉命の亦名として玉櫛比古命も記すが、「天神本紀」には間人連等祖天玉櫛彦命が見え、『録』左京神別中間人宿禰条では「神魂命五世孫玉櫛比古命」と用字も一致している。『本系帳』の天太玉命の二つの亦名は本来忌部首とは直接つながらないものであり、鴨県主・三嶋県主や間人連に関わる神名(カミムスヒ系)を自氏の祖名に習合させたものと思う。小山連の祖を天富命十世孫古止禰とするのも、同様の手法であり、小山連の始祖系譜と『本系帳』とからでは、〔天〕櫛玉命は太玉命と同一神とすることはできない。櫛玉命は太玉命よりも櫛明玉命に類似することは明らかである。のみならず、「明」は明るい・清らか・優れたという様子を表わし、「玉」は美しいもの・優れたものの形容として用いられるのであり、「明玉」と「玉」は同義で、櫛玉命と櫛明玉命とは同一神とみられると思う。この神名の「クシ」に当てられている「櫛」は靈妙さを表わす「奇」の借字ではなかろうか。太玉命の亦名や間人連の祖とされる玉櫛比古命(天玉櫛彦命)の「玉櫛」は「玉のような美しい櫛」という意味で「玉」は形容語とみられ、このことも玉櫛比古命を太玉命の亦名とする『本系帳』の記述が疑わしいことを示している。なお、日置部が玉作連・玉祖連と同祖とされたことの一つの理由として玉製作に火を扱った日置部が関係したことが挙げられる。

以上、彦狭知神と楯部の他、天日鷲命・手置帆負神と倭文部、櫛明玉命と玉作部・日置部、天目一箇命・太玉命が穴磯部、という対応関係が見られるということである。『拾遺』で天目一箇命が太玉命所率とされていることと、両者が穴磯部と対応することとは、忌部首が穴磯部に関わる事情は検討を要するが、関係するとみられる。楯部も、鉄や青銅で楯を作るのであろうから、穴磯部と無関係ではあり得ず、ここに彦狭知神が太玉命所率とされる所以を見出すことができる。玉は、剣や鏡とともに、祭祀に欠くことのできないものであるから、櫛明玉命が祭祀を職掌とする忌部首の祖太玉命所率とされる理由はあるが、それ以外の事情も考えられる。

玉祖連・玉作連の祖として見える神名は、玉祖(厩)命・羽明玉命・豊玉・天明玉と櫛(明)玉命である。玉祖(厩)命は正しく氏名を祖名としたものである。羽明玉命は、「明玉」を共通にするのみならず、「羽」が天翔ることの象徴とみられるので、天明玉と一致する。この両神名は「明玉」(=「玉」)に天神を表わす文字を冠したものであるが、櫛(明)玉命は、「天」を冠するものもあるが、基本は「櫛(奇) + (明)玉」であり、豊玉は「豊+玉」である。つまり、「玉(明玉)」に冠する文字が、天神を表わすものと「櫛(奇)」及び「豊」で異なるということであるが、天神を表わす語の替わりに、或いはそれとともに「櫛(奇)」や「豊」が冠されることはあり得ると思う。

但し、「櫛(奇)」と「豊」は異なる意味であるから、「クシ〔アカル〕タマ」と「トヨタマ」とは同一神の名とは看做し難い。羽明玉命・天明玉の別名として相応しいものは、「明玉」を含む神名もある「クシ〔アカル〕タマ」であろう。『注解』玉造神社条には「羽明玉命亦曰櫛明玉命、高皇産靈命之子也」とある。一方の「トヨタマ」は、太玉命の「太」は大きい様とともに豊かさも表わすので、太玉命と通ずる。この豊玉が玉作部遠祖とあることは、祖名が太玉命であることから、忌部首も玉及び玉作部と関わりを有していたこと、それにより、玉作連・玉祖連と同祖関係を有するようになったことを示すのではなかろうか。なお、櫛玉命・天櫛玉命を祖とする小山連・白堤首は本来玉祖連・玉作連の同族であったとみられる。

上記以外で、「形容語+玉」の天神名は、『記』『紀』『録』『旧事紀』全体でも、生玉兄日子(和泉国神別直神条、神魂命五世孫)・天神玉命(前述、葛野鴨県主等祖)・活玉命(「天神本紀」、新田部直祖)ぐらいである。しかも、「生玉」「活玉」は、「玉」を文字通り解釈すれば、「生(活)き生(活)きとした玉」の義になるが、それでは意味を成さない。「生(活)き生(活)きとした魂」とみるべきであろう。天神玉命の「玉」も、「天神本紀」に天神魂命とあり、また、『録』山城国神別西泥土部条に「鴨県主同祖。鴨建玉依彦命之後也」とある建玉依彦命は、「鴨脚家本新撰姓氏録残簡」の鴨県主本系に見える神魂命孫武津之身命の男玉依彦命に当たるが、この「玉」は「魂」とみられるので、「魂」とするのが良いと思う。「形容語+玉」の天神名は忌部首と玉祖連・玉作連の祖のみのようであり、それはいずれも玉作部に関わったことによる神名と考えられる。

忌部首が穴磯部に関わることになった事情はどうか。五十瓊敷命が作った大刀が物部首(春日臣族)・物部連が管掌する石上神宮に納められたことに注意したい。和珥氏系との関係で捉えられないか。楯部・倭文部・大穴磯部・玉作部・日置部以外の五品部についてみてみよう。

神弓削部と神矢作部は、「神」は石上に納める大刀を作ることから冠されているとみられるのであり、当然それぞれ弓削連・矢作造と関係する。大刀佩部は当条には見えないが、正しく大刀に関わる部である。「タチハキ」からすれば帯刀舎人の前身の如くであり、舎人造と関係することも考えられる。舎人造の祖先系譜は明確には伝えられないが、「天神本紀」に伴領として天物部を率いて天降供奉した五部造の一つに舎人造が見えることからすれば、舎人造は物部連に関わるものとみられる。

泊櫃部は泥部で、泥部造や羽東造がその中央伴造とみられる。両氏自体の始祖伝承は知られないが、『録』には、摂津国皇別に「天足彦国押人命男彦姥津命之後也」とする羽東首、摂津国神別に「天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命之後也」とする羽東が見える。いずれも摂津国有馬郡羽東

郷に関わるとみられるが、前者は泊櫃部の当地域の地方伴造の後裔もしくは泊櫃部で首を賜姓されたもの、後者は泊櫃部の後裔であろう。羽束首は和珥臣系であるが、羽束の祖天佐鬼利命は「神代記」神々生成段に見える伊耶那岐神・伊耶那美神の子天之狹霧神、同大国主神段の大国主神妻遠津待根神の父天狹霧神であり、斯鬼乃命の「斯鬼」は、埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘の「斯鬼」と同表記であることから、大和の磯城とみられる。大国主神は諸神の習合神であるが、その亦名の一つなどとされる大物主神は言うまでもなく大神神社の祭神であり、磯城に直結する。大物主神の祭祀に物部連の祖イカガシコヲが関わっていることからすれば、大物主神を介して、羽束と和珥氏系の物部連とが関係することになる。

神刑部を含む刑部の中央伴造とみられる刑部造は、天武十二年九月に連を賜姓され、同十三年十二月に忍壁連が宿禰に改姓されている。『録』未定雑姓左京に「火明命之後也」とある忍坂連が見え、「天孫本紀」は饒速日命十一世孫物部石持連公を刑部垣連・刑部造等祖とする。

全て和珥氏系に関わるといふことであるが、『拾遺』が太玉命所率とする五神が「神代記」で太玉命とともに大物主神の祭祀に関わったとあることも、大物主神の祭祀と物部連との関係から、太玉命・五神及びそれぞれに関わる氏族と和珥氏系との関係が窺われる。但し、日置部の祖天櫛玉命男天櫛耳命は多臣に関わる称号「耳」(黒田①)を有していることからすれば、日置部のみでなく玉作連・玉祖連や忌部首も元来多臣と関係を有していたことも想定される。このことについて少し述べておこう。

日置部の和泉における分布地域を直接示す実例は知られないが、和泉国大鳥郡に東接して日置庄(現堺市日置北・西・原寺・田中町)があり、何らかの関わりがあると思われる。そこから南南西に2km程度で大田田根子を得たと言う陶邑(「崇神紀」七年八月己酉条)に達する。火を扱うことを職掌の一つとした日置部は陶器作りにも関わったとみて然るべきであり、日置部は陶邑周辺から日置庄辺りにかけて分布したとみられるのではなかろうか。大田田根子、『記』『紀』それぞれで大物主命の妻で意富多多泥古の曾祖父櫛御方命の母や大田田根子の母とされる活玉依毘売(媛)、及びその父陶津耳(命)は多臣に密接に関わる系譜が形成されていたことが考えられる(黒田⑤)ことと、陶器製造にも関わったとみられる日置部の祖が陶津耳と同じ「耳」を称していることとは相通するのであり、このことは日置部と多臣との関係を示すと思う。また、天櫛玉命八世孫大熊命を祖とする白堤首は、『本系帳』では大熊命は意保熊命として忌部首系譜に位置付けられているが、和泉国山辺郡白堤神社周辺を本拠としたものであり、地縁的には和珥臣とのつながりが想定される。

IV 剣根命系

剣根命系と『録』で明記されているのは葛木忌寸(祖高御魂命五世孫剣根命、大和国神別)・葛木直(高魂命五世孫剣根命、河内国神別)、荒田直(高魂命五世孫剣根命、和泉国神別)、大辛(天押立命四世孫剣根命、未定雑姓右京)の四氏(実質三氏)であるが、未定雑姓摂津国の天神立命の後裔とする葛城直も、下記『大和志料』葛上郡所引「岡本家系図并譜伝」を根拠とするまでもなく、葛木忌寸・直(葛城国造)の同族とみられる。河内国神別の役直も、高御魂尊孫天神立命後裔で葛城直と同祖であることから、剣根命系ということになり、計六氏、実質四氏になる。

「岡本家系図并譜伝」には、天神立命——玉依毘売命——剣根命 此者葛城国造之祖也——葛木大鳥命——葛木忌寸 高皇産靈尊五世孫剣根命之御孫也、とある。この系譜自体は、「葛木忌寸」が氏姓に基づく人名であるように、古来のものとなし得ないことは言うまでもないが、注目されるところもある。それは一つには剣根命の子葛木大鳥命である。この人名は地名葛木(大和国葛上・下郡)と地名大鳥(和泉国大鳥郡)とから成るとみられるが、これは葛城直(国造)が葛木とともに大鳥にも関係したことを示すものであろう。荒田直の「荒田」は和泉国大鳥郡陶荒田神社に関わるとみられる(佐伯有清③)ので、「葛木大鳥命」なる人名に荒田直が葛城直の支族であることが示されているようでもある。荒田直は、直姓であるから、葛城直から分氏したものであることも想定される。この葛城直が和珥氏系と関係することは、「天孫本紀」に火明命三世孫天忍男命について「葛木土神剣根命女賀奈良知姫為妻、生二男一女」とあることに示されている(黒田⑩)。

役直の天神立命には「天押立命」とする写本があり、「神代系紀」に見える高皇産靈尊の児(末子)天神立命(山代久我直等祖)にも天押立命とする写本がある。未定雑姓大辛条で剣根命が天押立命四世孫とあることから、天神立命を天押立命の誤写と看做し、「神代系紀」に振魂尊の児天忍立命(纏向神主等祖)も見えることと、『録』の役直条で高御魂尊孫とあることとをまとめて、高皇産靈尊——振魂尊——天押立命、という系譜も想定されている(佐伯有清③)。振魂尊を高皇産靈尊の子となし得るか否かは検討の余地があるが、天神立命=天押立命=天忍立命であることは蓋然性が高いと思う。振魂尊は、掃守連系の祖振魂命と同名で、和珥臣・物部連と直接関わる「布留」をその名としているのであり、その子孫剣根命、及びその後裔氏族も和珥氏系と関係すると看做される。

「岡本家系図并譜伝」でいま一つ注目されるのは剣根命の母の如く見える玉依毘売命である。玉依毘売命は『記』『紀』の神武生母と同名であるが、後者は海神の女であり、現状では両者を本来同一人(神)となし得るか否

かは不詳とせざるを得ない。また、氏族の祖先系譜に父ではなく母が位置付けられていることも常とは異なるのであり、或いは玉依毘売命は「タマヨリヒコ」の誤記とみられる。いずれにせよ、「タマヨリヒコ」と玉依毘売命は、『山城国風土記』可茂社条（『新日本紀』巻九術義五神武条頭八咫鳥所引）に見える賀茂建角身命の子玉依日子・玉依日売、「鴨脚家本新撰姓氏録残簡」所収鴨県主本系の神魂命孫武津之身命（鴨建耳津身命）の男玉依彦命、『録』山城国神別西泥土部条の鴨建玉依彦命などとも通ずる。玉依彦命は賀茂県主の祖、玉依日売は賀茂社の祭神賀茂別雷命生母とされる。剣根命生母の玉依毘売命がこの玉依日売であるとすれば、葛城国造は、玉依日売・玉依日子を介して、賀茂県主と同祖系譜を有していたことになる。

『山城国風土記』は「神倭石余比古之御前立而、宿坐大倭葛木山之峰。自彼漸遷、至山代国岡田之賀茂、随山代河下坐、葛野河与賀茂河所会至坐、見廻賀茂川而言…自彼川上坐、定坐久我国之北山麓」と、タケツノミが先ず葛木山にいたこと、そこから山城国相楽郡（岡田鴨神社）を経て久我（愛宕郡に久我神社）に遷ったことを伝える。この伝に、葛木山を介して、鴨都波八重事代主命神社に関わる賀茂君と賀茂県主との関係とともに、葛城国造と賀茂県主との関係も窺えると言い得るように思う。また、剣根命の祖天神（押）立命の後裔とされる山代久我直は、賀茂県主の祖タケツノミが「定坐」した「久我国北山麓」とつながる。天神（押）立命と同一神とみられる天忍立命を祖とする纏向神主は大神神社と何らかの関係性を有するとみられるが、後者に関わる大三輪君と賀茂君は大田田根子を祖とする同族であるから、賀茂君を介して、纏向神主は葛城国造ともつながることになる。更に、憶測を逞しくするならば、『山城国風土記』に、玉依日売は石川瀬見小川で川遊びをした時に流れてきた丹塗矢（乙訓郡社坐火雷命在）とあるを床辺に挿し置いていたところ孕んで可茂別雷命を生んだとあるが、この「矢」と剣根命の「剣」とにも共通性を見出すことができるのではなかろうか。

葛城国造と賀茂県主とが同祖的關係にあったとすれば、葛城国造がタカミムスヒ系であるのに対し、賀茂県主はカミムスヒ系とされていることについての問題が指摘されるであろう。しかし、久米直は『録』左京神別中で「高御魂命八世孫味耳命之後也」、右京神別上では「神〔御〕魂命八世孫味日命之後也」とあり、後述する恩智神主は「高魂命児伊久魂命之後也」とある（河内国神別）が、「神代系紀」では伊久魂命と同訓の生魂命が神皇産霊尊の児とされ、イクムスヒと通ずるようにも思われる「同神（神魂命）五世孫生玉兒日子命」（和泉国神別神直条）もある。現所伝では葛城国造と賀茂県主とは別系とされているが、本来は、タカミムスヒとカミムスヒのいずれが本来の伝であるかは不明であるが、同祖とされていたとみられる。

更に、「治田連同祖。彦坐命之後也」とする鴨県主もある（左京皇別下）ことは、賀茂県主は元より、葛城国造も和珥氏系と関わるものであることを示していると思う。

「神代系紀」の伝がどの程度本来のかは、例えば高皇産霊尊と神皇産霊尊を伊弉諾尊・伊弉冉尊と同代でそれらの後に生まれたとしているように、心許ないところがあるが、高皇産霊尊と振魂尊との関係について少しみておこう。先ず、高皇産霊尊の児として、天思兼命（長子、「天降信濃国。阿智祝部等祖」と注記）・天太玉命（忌部首等祖）・天神（押）立命とともに、天忍日命（大伴連等祖、亦云神狭日命）が記されていることに注目したい。天思兼命が高皇産霊尊の子であることは「神代記」天石屋戸段・「神代紀」第七段一書第一に見え、天太玉命については言うまでもない。これに対し、天押日命は、前節で述べたように、高皇産霊尊の孫とされていた可能性がある。この天押日命が「神代系紀」で高皇産霊尊の児として位置付けられているということである。

天道根命は、「神代系紀」では神皇産霊尊の児とされているが、「国造本紀」紀伊国造条では「神皇産霊命五世孫天道根命定賜国造」とあり、『旧事紀』にカミムスヒの児と五世孫の二つの伝がある。カミムスヒの児という位置付けは『紀伊国造系図』と、五世孫は『録』左京神別下滋野宿禰条、河内国神別紀直条、和泉国神別物部連条・川瀬造条とそれぞれ同じくする。紀伊国造（紀直）の祖としては、天道根命の他、『録』和泉国神別紀直条に神魂命子〔天〕御食持命、「神代系紀」に神皇産霊尊児・天道根命兄天御食持命が伝えられる。「神代系紀」は天御食持命に「紀伊国造等祖」、天道根命に「川〔河〕瀬造祖」と注記するが、「国造本紀」冒頭も「以天道根命為紀伊国造。即紀河瀬直祖」としている。『録』和泉国神別は川瀬造を天道根命の後としており、紀伊国造と川瀬造に関しては、「神代系紀」と『録』和泉国神別とは同様の系譜を伝える。天道根命と天御食持命は、ともに紀伊国造の祖ということからすれば、父子とされていたこと、後者を「神代系紀」・和泉国神別ともにカミムスヒの子としているので、カミムスヒ——天御食持命——天道根命、という系譜の存在が推測される。父子関係が想定されるものが「神代系紀」で兄弟とされているとみられるのである。

以上二例に過ぎないが、高皇産霊尊の孫天押日命と神皇産霊尊孫天道根命が、「神代系紀」で高皇産霊尊・神皇産霊尊の児とされていることは、振魂尊・天押立命が高皇産霊尊の子・孫として位置付けられる系譜が存在したとする想定を支持するもののように思われる。但し、系譜の存在と、これらの系譜を本来のものとして看做し得るか否かとは自ずから別の問題であることは言うまでもない。

V アメノコトシロ〔ヌシ〕系

天辞代命子国辞代命を祖とする畝尾連(左京神別中), 天事代主命を祖とする飛鳥直(大和国神別), 高媚牟須比命三世孫天辞代主命の後伊予部(右京神別下)である。

畝尾連は畝尾山周辺を本拠としたものとみられる。この地域は「神武紀」二年二月乙巳条に「亦使大来目居于畝傍山以西川辺之地」とある地域の近隣とみられるので、畝尾連と和珥氏系と関わる久米直や和珥臣系の久米臣(黒田⑩)との地縁的關係が想定される。伊与部は伊予国の豪族に関わる部の如くであるが、実態は不明である。しかし、伊与部には同じ『録』右京神別下に「火明命五世孫武彞目命之後也」とする尾張連と同祖のものも伝えられるので、和珥氏系との関係が見られる。

飛鳥直の本拠は、その収載箇所から、大和の飛鳥とみられるが、「垂仁記」に氏名を共通にする飛鳥君が見える。この飛鳥君も大和の飛鳥を本拠とみることは可能である。同地域に氏名を共通にする別氏が存在した可能性を否定し去ることはできないと思う。しかし、前節で述べたように、葛木国造と鴨君とに同族的な関係が想定され、それぞれの同族に役直と役君という姓を異にする氏族があることからすれば、飛鳥直と飛鳥君とが本来同一氏である可能性の方が大きいのではなかろうか。然らば、和珥臣系のヒバスヒメ所生の大中津日子命を祖とすることから、飛鳥君と和珥臣系との関係が考えられるので、飛鳥直も同様ということになるが、大中津日子命は『紀』に見えないので、飛鳥君と同祖とされる氏族から、和珥氏系と関係を有するか否かについてみておきたい。

飛鳥君とともに大中津日子命を祖とするものを、分布地域(佐伯有清⑪)とともに挙げると次のようになる。

山辺之別	大和国山辺郡
三枝之別	加賀国江沼郡三枝郷
稲木之別	尾張国丹羽郡稲木郷
阿太之別	大和国宇智郡阿陶郷
尾張国之三野別	尾張國中島郡見努神社
吉備之石无別	備前国磐梨郡石生郷・和気郷
許呂母之別	三河国賀茂郡拳田郷
高巢鹿之別	三河国渥美郡高蘆郷?
牟礼之別	摂津国島下郡牟礼神社

『録』右京皇別下に「和気朝臣同祖」の山辺公、摂津国皇別に「和気朝臣同祖」で大鐸石和居命の後裔とする山辺公を載せる。和気朝臣は垂仁皇子鐸石別命の後で神功皇后から吉備磐梨県を賜ったとあり、『後紀』延暦十八年二月乙未条も和気朝臣清麻呂の本姓を磐梨別公、鐸石別命出自と記す。吉備之石无別が磐梨別公、更に和気朝臣と、山辺之別が山辺公と、それぞれ改姓されている。

『記』と『録』とでは始祖が大中津日子命と鐸石別命(大鐸石和居命)で異なるが、後者は『紀』の垂仁皇子名と一致し、『記』にも沼帯別命で現われる。鐸石別命は大中津日子命生母ヒバスヒメの妹ヌバタニイリヒメ所生であり、密接に和珥臣系と関係する(黒田⑩)。なお、山辺之別とは別氏とすべきかもしれないが、「天孫本紀」に火明命六世孫建麻利尼命(尾張連系の伊与部の祖武彞目命に当たる建刀米命の子)を祖とする山辺県主が見える。

三枝之別は、「三枝」を地名とすれば、『和名類聚抄』の郡郷名では加賀国江沼郡三枝郷しか存在せず、『紀』の用字「福草」の地名は見当たらないので、この地を本拠としたとみることは可能である。しかし、『続後紀』承和十一年五月丙申条に甲斐国山梨郡人三枝直平麻呂が見え、この三枝直は甲斐国造一族で三枝部の地方伴造とみられること、ヌバタノイリヒメ妹アザミノイリヒメ所生垂仁皇子伊許婆夜和気命を祖とする沙本穴太部之別が伝えられていることからすれば、三枝之別は、どの地域かは不明であるが、三枝部の地方伴造とみることもできると思う。三枝部の中央伴造三枝部造(福草部造、天武十二年九月に連賜姓)はアマツヒコネ後裔である(『神代記』、『録』左京神別下・大和国神別三枝部連系)が、アマツヒコネ系は和珥氏系と密接に関わる(黒田⑩)。

稲木之別は、山辺之別・吉備之石无別それぞれの後裔山辺公・和気朝臣が『録』で大鐸石和居命・鐸石別命の後裔とされていることからすれば、鐸石別命出自とする『録』左京皇別下の稲城壬生公と関係するとみられる。壬生部の中央伴造は和珥臣系の壬生臣である(黒田⑩)。

阿太之別に関わる地名を負った人名とみられるのがタケハニヤスヒコの妻吾田媛(『崇神紀』十年九月壬子条)であるが、『紀』系譜に先立っては、吾田媛はともに葛城系のタケシウチノスクネの妻という関係が想定される(黒田⑩)。吾田媛は蘇我氏系とともに和珥臣系とも関係を有する。阿陶郷に比定される大淀町・五條市は紀ノ川の謂ば始点であり、これを下れば紀臣・紀直の本拠に通ずるが、いずれも和珥氏系とのつながりが見られる(黒田⑩)。

許呂母之別は、小月之山君とともに垂仁皇子落別王を祖とする三川之衣君と同一氏であろう。落別王生母羽羽田刀弁(山代之大国之淵の女)は和珥臣系である(黒田⑩)。『三代実録』貞観十七年十二月廿七日条は小槻山公今雄等を息速別命の後とするが、息速別命が『記』の伊許婆夜和気命、『紀』の池速別命に当たるとすれば、アザミノ(=)イリヒメ所生で、和珥臣系であることに変わりはない。

牟礼之別については、それに関わるとされる『延喜式』神名上に見える牟礼神社(現茨木市)の祭神が大中津日子命である(『神名帳考證』)ことも、その本拠についての想定を支持するかの如くであるが、牟礼神社の「牟礼」と牟

礼之別との共通性から大中津日子命が祭神とされたとみるべきであろう。一方、周防国佐波郡に牟礼郷があり（現防府市）、天平十年「周芳国正税帳」に周防国人牟礼君大町が見える。地名を氏名とする君姓氏族は、前述の幣岐君の如き例外的なものもあるが、継体に関わる息長君系氏族等皇親氏族以外は、有力（国造級）地方豪族か、またはワケと関係するものが一般的であることからすれば、「周防国正税帳」以外に見えない牟礼君は牟礼之別の後裔とみることが可能のように思う。摂津国島下郡の牟礼は安威郷に属するとみられるが、安威郷は中臣藍連（『録』摂津国神別）の本拠であり、その南は穂積臣に関わる穂積郷である。周防国佐波郡には玉祖連に関わる玉祖郷・玉祖神社があるが、牟礼郷と同じ防府市で、遠距離ではない。摂津国島下郡と周防国佐波郡のいずれにしても、和珥氏系との関係が見られると思う。

尾張国之三野別と高巢鹿之別については大中津日子命との関係以外知るところがないが、他は和珥氏系との関係が窺われるということである。

畝尾連・伊与部・飛鳥直の祖神アメノコトシロ〔ヌシ〕は、大国主神・大己貴命の子と『記』『紀』にある事代主神・命と共通する名ではあるが、それとは異なる神とされる（佐伯有清②）。しかし、前述の役直と役君との関係、及び役君が事代主神の祭祀に関わる賀茂君同族であることからすれば、「高姫牟須比命三世孫」とされた事情は検討を要するが、アメノコトシロ〔ヌシ〕と事代主神とは関係するとみて良いように思う。賀茂君は大三轮君の同族であり、イカガシコヤとオホタタネコを介して、物部連と大三轮君とが関係し、また、賀茂県主の祖が葛木山と関係を有したことが『山城国風土記』に見えることから賀茂君との関係が窺われ、和珥臣系の賀茂県主も知られる。事代主神・アメノコトシロ〔ヌシ〕が和珥氏系と関係していた時期があったことが考えられる。

VI 恩智神主と波多祝

恩智神主（高魂命兒伊久魂命之後也、河内國神別）は河内国高安郡の恩智神社の神官である。その祖伊久魂命は、「魂」が「ムスヒ」と「タマ」のいずれであれ、「神代系紀」に神皇産靈尊の子とする生魂命と相通ずる。祖がタカミムスヒとカミムスヒとで異なるが、両イクムスヒ（タカミムスヒ・カミムスヒとの関係で新しく訓む）は同神とみて良いと思う。

「神代系紀」はイクムスヒを猪使連等祖とするが、「安寧紀」十一年正月壬戌朔条は安寧皇子・懿徳弟磯城津彦命を猪使連の始祖とし、『録』右京皇別上も猪使宿禰（天武十三年十二月に宿禰賜姓）を安寧皇子志紀都比古命の後としている。シキツヒコは、安寧の原型であり、神武の原型の片方であるイハレヒコ（黒田③）の子で安閑に当たる位

置付けがなされていたとみられる（黒田④）が、この位置付けはともかく、「某+ヒコ」人名は多臣と関わるのであり（黒田⑤）、猪使連が多臣系と関係していたことが想定される。猪使連は猪飼部の伴造とされるが、然らば、『録』未定雑姓和泉国に猪甘首を載せ、天足彦国押人命の後とあることに注目される。この猪甘首は和泉の猪飼部の地方伴造もしくは猪飼部の後裔であろうが、ここに猪使連と和珥臣系との何等かのつながりも見られるように思われるからである。恩智神主の祖伊久魂命は、「神代系紀」の生魂命及び猪使連、『録』未定雑姓の猪甘首を介して、和珥臣系との関係が考えられるということである。

恩智神社の祭神は、『三代実録』貞観元年正月二十七日甲申条で、恩智大御食津比古命神と恩智大御食津比咩命神であることが知られる。「開化記」に見える丸瀧臣祖日子国意祁都命・意祁都比売命・袁祁都比売命は、「祁」が「ケ」で、食事・食物に関わる人名であり、「意祁」は「大食」、「袁祁」は「小食」というような意味であることが考えられる。とすれば、恩智神社の祭神と和珥臣の祖名とに共通性が認められるのであり、恩智神主と和珥臣系との関係が窺がわれると言えるようにも思う。

「魂」と「玉」とは相通じ、「生」と「活」は同訓であることからすれば、『録』和泉国神別に神直の祖とある神魂命五世孫生玉兄日子、「天神本紀」にニギハヤヒ防衛のため天降ったとある新田部直祖活玉命はイクムスヒと関係する神名の如くである。とりわけ活玉命は、新田部直ではないが、同じ新田部の中央伴造である新田部連が猪使連と同様安寧皇子磯城津彦命の後裔（『録』左京皇別上新田部宿禰系）であり、イクムスヒとの対応関係が見出されるように思う。また、「天武紀」元年七月条に見える身狭社の生霊神も、「北野神社所蔵兼永本」は「イクミタマ」と訓んでいるが、関係するものかもしれない。

神直は、和泉国大鳥郡上神郷（現堺市東南部）が本拠とみられるが、大三轮君と何らかの関係があったことが考えられる。『延喜式』神名上に見える大鳥郡の鴨神社（鴨神社とする写本もある）の祭神は大田田根子命と大己貴命とされる（『神名考證』）ことからすれば、神直が鴨神社の祭祀を掌ったともみられるが、鴨神社の位置は不明である。ともかく、大三轮君は物部連と関わるものである。また、新田部は田部の一種とされるが、実態は明らかではない。しかし、「田部」に関わる伴造氏族として、前述のように、桜井田部連、物部連系の依羅田部連・田部連、大伴連系の大田部連・大伴大田宿禰、中臣連系の中臣大田連が知られる。いずれも、和珥氏系と関係するとみられるものである。生玉兄日子と活玉命については、消極的ではあるが、イクムスヒと和珥臣系との関係を想定する論拠に加えることができると思う。

波多祝（高瀬牟須比命孫治身（方）之後也、未定雑姓大和国）は

「波多」に関わる神社の祝であることは言うまでもないが、『延喜式』神名上には、添上郡に神波多神社、高市郡に波多神社と波多坂井神社が収載されている。また、『注解』には、「帳云」として「波多坂井坐響雷神社一座、在波多郷稻淵山原山」、「波多神社一座、在波多郷波多村平森、祝部波多連伝説云、当社者波多氏祖神也、未知神号也、新撰姓氏録、波多門部連云々」とあり、『録』右京神別上には「波多門部造」として「神魂命十三世孫意富支間連公之後也」と見える。

『注解』の波多坂井坐響雷神社と波多神社はそれぞれ『延喜式』の波多坂井神社・波多神社に当たる。添上郡の神波多神社を含めて「波多」に関わる三社の少なくともいずれかの奉斎氏族が波多祝とみられる。『注解』は、その記し方からすれば、祝部波多連と波多門部「連」とが関係するとみている如くである。実際の『録』には波多門部造とあることからすれば、祝部波多連は「造」姓であったことも考えられる。ともかく、「波多門部造」は波多造の一族で門部を務めた氏族とみられること、また、造から連への改姓の実例は知られることからすれば、「波多連」は波多(羽田)臣よりは、「波多造」とのつながりの方が大きいとみられる。一方、祝部波多連は波多祝の同族氏族と推測されている(佐伯④)が、「祝部」と「祝」は同一のものの異表現であり、「波多」を共通にしていることから、この推測は当を得ていると思う。然らば、波多祝・波多(門部)造には、高彌牟須比命孫治身(方)の後裔——治身(方)は高彌牟須比命の孫の名前としては相応しくなく、「孫」と「治身(方)」との間に脱文があるともみられている(佐伯④)が、或いは「高彌牟須比命」と「孫」との間とみることもできる——とする系譜とともに、神魂命十三世孫意富支間連公の後裔とするものも伝えられていたことになる。

同一氏族でありながら、始祖をタカミムスヒとカミムスヒにむすぶ例が知られているのであるから、波多祝と波多(門部)造の祖神名の相違はさほど問題にはならないと思う。そこで注目されるのが後者の祖意富支間連公である。「支間」は、「キヘ」と訓めるが、「キヘ」と言えば道尻岐間国造(『神代記』)・道口岐間国造(『国造本紀』)を想起する。いずれにしても、和珥氏系との関係が想定されるアマツヒコネ系の国造である。また、「天孫本紀」に火明命十五世孫尾治岐間連も見える。波多祝・波多(門部)造と和珥氏系との関係が窺われるが、両氏が波多臣と関わるとしても、波多臣と和珥臣系とはつながりを有する(黒田④)。

むすび

以上、大伴連系諸氏をはじめ、タカミムスヒ系と『録』に伝えられる氏族も、和珥氏系と関係を有することが指

摘し得たと思う。

残される課題としては、取り敢えずは、a タカミムスヒと和珥氏系との関係の明確化、具体的にはタカミムスヒを和珥氏系系譜の中で如何に位置付けるか、という問題と、b 和珥氏系と大伴連との関係を五世紀中葉から六世紀末までの政治史の中で明らかにすることが挙げられる。とりわけ後者は、大伴連と蘇我臣との『紀』に見える密接な関係(黒田②)がいつ、どのようにして築かれたかということに留まらず、「大伴」なる氏名に象徴的に表わされているトモ制の形成に和珥氏系が関与したか否か、関与したとすればその具体相は如何なるものかということと関係する。このことはトモ制の実態にも関わる重要課題と思うが、全ては後考に俟つことにしたい。

参考文献

黒田達也

- ①『古代の天皇と系譜』(校倉書房、1990年)
- ②『朝鮮・中国と日本古代大臣制—「大臣・大連制」についての再検討』(京都大学学術出版会、2007年)
- ③「アメノオシホミから神武に至る系譜の形成をめぐって」(『紀要』大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』(以下『紀要』) 28, 1994年)
- ④「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」(『紀要』 29, 1995年)
- ⑤「多氏と王統譜」(『紀要』 30, 1996年)
- ⑥「和珥氏関係系譜についての再検討—「ヒコ+某」形式の人名を中心として—」(『日本書紀研究』第 20 冊所収、塙書房、1996年)
- ⑦「葛城氏系后妃についての再検討」(『日本国家の史的特質』古代・中世所収、思文閣出版、1997年)
- ⑧「丹波関係系譜についての一考察」(『紀要』 35, 2001年)
- ⑨「古代関東と中央有力氏族—「ワウケ臣」系譜との関係で—」(『紀要』 41, 2007年)
- ⑩「和珥氏系と関わる国造をめぐって」(『紀要』 42, 2008年)
- ⑪『「古屋家家譜」に見える大伴連系神・人名』(『鎌田元一先生追悼論文集』(仮題)所収、塙書房、2010年2月刊予定)

佐伯有清

- ①『日本古代の政治と社会』(吉川弘文館、1970年)
- ②『新撰姓氏録の研究』考證篇第三(吉川弘文館、1982年)
- ③『新撰姓氏録の研究』考證篇第四(吉川弘文館、1982年)
- ④『新撰姓氏録の研究』考證篇第六(吉川弘文館、1983年)

黛 弘道

「春米部と丸子部—聖徳太子子女名義考—」(『律令国家成立史の研究』所収、吉川弘文館、1982年)